



山形県公報

平成17年10月28日(金)
第1688号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                                              |                  |      |
|--------------------------------------------------------------|------------------|------|
| 指定管理u者の指定.....                                               | (文化振興課)...       | 1193 |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (学術振興課)...       | 同    |
| 昭和50年3月県告示第327号(山形県自然環境保全地域の指定)の一部改正 .....                   | (環境保護課)...       | 同    |
| 昭和50年3月県告示第328号(山形県自然環境保全地域の保全計画)の一部改正 .....                 | (同)...           | 1194 |
| 昭和50年3月県告示第329号(山形県自然環境保全地域の特別地区の指定)の一部改正.....               | (同)...           | 同    |
| 昭和50年3月県告示第330号(山形県自然環境保全地域の特別地区内の木竹の伐採の方法及び限度の指定)の一部改正..... | (同)...           | 同    |
| 指定管理者の指定.....                                                | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 1195 |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                                          | (置賜総合支庁福祉課)...   | 同    |
| 指定管理者の指定.....                                                | (長寿社会課)...       | 同    |
| 同 .....                                                      | (障害福祉課)...       | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 1196 |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 1197 |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 1198 |
| 同 .....                                                      | (工業振興課)...       | 同    |
| 同 .....                                                      | (観光振興課)...       | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (生産流通課)...       | 1199 |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (森林課)...         | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 1200 |
| 民有保安林の指定の解除.....                                             | (同)...           | 同    |
| 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定.....                                | (庄内総合支庁森林整備課)... | 同    |
| 都市計画の変更.....                                                 | (都市計画課)...       | 1201 |
| 同 .....                                                      | (同)...           | 同    |

|                             |                 |      |
|-----------------------------|-----------------|------|
| 同                           | ( 同 )           | 同    |
| 指定管理者の指定                    | ( 同 )           | 1202 |
| 同                           | ( 同 )           | 同    |
| 同                           | ( 同 )           | 同    |
| 同                           | ( 同 )           | 同    |
| 同                           | ( 同 )           | 1203 |
| 同                           | ( 同 )           | 同    |
| 同                           | ( 同 )           | 同    |
| 同                           | ( 交通基盤課 )       | 同    |
| 同                           | ( 同 )           | 同    |
| 同                           | ( 同 )           | 1204 |
| 同                           | ( 同 )           | 同    |
| 同                           | ( 同 )           | 同    |
| 同                           | ( 同 )           | 同    |
| 同                           | ( 同 )           | 1205 |
| 同                           | ( 同 )           | 同    |
| 道路の区域の変更                    | ( 最上総合支庁建設総務課 ) | 同    |
| 指定管理者の指定                    | ( 建築住宅課 )       | 同    |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程 | ( 出納局 )         | 1206 |
| 県証紙売りさばき人の死亡の届出             | ( 同 )           | 1207 |
| 県証紙売りさばき人の指定                | ( 同 )           | 同    |

教育委員会関係

規 則

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則        | 同 |
| 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則の一部を改正する規則 | 同 |

訓 令

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令 | 1208 |
|---------------------------|------|

告 示

|          |      |
|----------|------|
| 指定管理者の指定 | 1209 |
|----------|------|

企業局関係

規 程

|                        |   |
|------------------------|---|
| 酒田市の設置に伴う関係規程の整理に関する規程 | 同 |
|------------------------|---|

告 示

|          |   |
|----------|---|
| 指定管理者の指定 | 同 |
|----------|---|

公 告

|           |         |      |
|-----------|---------|------|
| 一般競争入札の公告 | ( 出納局 ) | 1210 |
|-----------|---------|------|

## 告 示

### 山形県告示第933号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県郷土館等の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県郷土館及び県政史緑地
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目2番36号  
財団法人山形県生涯学習文化財団
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

### 山形県告示第934号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県国際交流センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目16番1号  
財団法人山形県国際交流協会
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

### 山形県告示第935号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、置賜文化ホールの指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 置賜文化ホール
- 2 指定した団体 米沢市金池五丁目2番25号  
米沢市
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

### 山形県告示第936号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県生涯学習センター等の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センター
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目2番36号  
財団法人山形県生涯学習文化財団
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

### 山形県告示第937号

昭和50年3月告示第327号（山形県自然環境保全地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

第2項中「鶴岡市大字三瀬字宮の前」を「鶴岡市三瀬字宮の前」に、「山形県生活環境部自然保護課、庄内支庁総務福祉部行政課」を「文化環境部環境保護課、庄内総合支庁保健福祉環境部環境課」に改める。

山形県告示第938号

昭和50年3月県告示第328号（山形県自然環境保全地域の保全計画）の一部を次のように改正する。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

「山形県生活環境部自然保護課、庄内支庁総務福祉部行政課」を「文化環境部環境保護課、庄内総合支庁保健福祉環境部環境課」に改める。

第3第3項第1号の表、同項第2号の表及び第4項第1号の表中

「山形県鶴岡市大字三瀬字宮の前の一部」を「山形県鶴岡市三瀬字宮の前の一部」に改め、第3第5項第

2号の表中「山形県鶴岡市大字三瀬字宮の前（神社境内）」を

「山形県鶴岡市三瀬字宮の前（神社境内）」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 植生復元施設

| 番 号 | 施 設 箇 所 | 施 設 の 種 類 | 位 置               | 工 種 | 摘 要 |
|-----|---------|-----------|-------------------|-----|-----|
| 1   | 国道周辺    | 植栽        | 山形県鶴岡市三瀬字宮の前（国道沿） | 新設  |     |

山形県告示第939号

昭和50年3月県告示第329号（山形県自然環境保全地域の特別地区の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

特別地区の区域の口中「鶴岡市大字三瀬字宮の前」を「鶴岡市三瀬字宮の前」に、「山形県生活環境部自然保護課、庄内支庁総務福祉部行政課」を「文化環境部環境保護課、庄内総合支庁保健福祉環境部環境課」に改める。

山形県告示第940号

昭和50年3月県告示第330号（山形県自然環境保全地域の特別地区内の木竹の伐採の方法及び限度の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

木竹の伐採の方法及び限度の項の表中「山形県鶴岡市大字三瀬字宮の前」を

「山形県鶴岡市三瀬字宮の前」に改める。

山形県告示第941号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立自然博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県立自然博物館
- 2 指定した団体 西村山郡西川町大字水沢2304番地  
西川町総合開発株式会社

## 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第942号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県志津野営場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県志津野営場
- 2 指定した団体 西村山郡西川町大字水沢2304番地  
西川町総合開発株式会社
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第943号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                           | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------|---------------------------------------|---------------|-----------|
| 有限会社後藤ドライクリーニング<br>長井市あら町1-26 | ベストライフサービス<br>長井市平山字渡り909-1           | 福祉用具貸与        | 平成17.10.6 |
| 有限会社すがの<br>南陽市若狭郷屋430番地の3     | セロームすがの<br>南陽市若狭郷屋731番地の3             | 通所介護          | 同         |
| 株式会社ユートピアライフ<br>米沢市木場町8番31号   | 介護付有料老人ホームやすらぎ苑<br>米沢市成島町三丁目2番127-12号 | 短期入所生活介護      | 同 10.13   |
| 有限会社三友医療<br>米沢市相生町7番52号       | 介護付有料老人ホームサンメイトさんゆう<br>米沢市金池一丁目1番31号  | 特定施設入所者生活介護   | 同 10.17   |

## 山形県告示第944号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県介護学習センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県介護学習センター
- 2 指定した団体 山形市小白川町二丁目3番31号  
社会福祉法人山形県社会福祉協議会
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第945号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立泉荘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県立泉荘
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目9番30号  
社会福祉法人山形県社会福祉事業団

## 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第946号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県立みやま荘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県立みやま荘
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目9番30号  
社会福祉法人山形県社会福祉事業団
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第947号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県立梓園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県立梓園
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目9番30号  
社会福祉法人山形県社会福祉事業団
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第948号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県立ふれあいの家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県立ふれあいの家
- 2 指定した団体 山形市大字大森385番地  
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第949号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県立鶴峰園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県立鶴峰園
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目9番30号  
社会福祉法人山形県社会福祉事業団
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第950号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県立ワークショップ明星園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県立ワークショップ明星園
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目9番30号  
社会福祉法人山形県社会福祉事業団

## 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第951号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立点字図書館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県立点字図書館
- 2 指定した団体 山形市大字大森385番地  
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第952号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立吹浦荘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県立吹浦荘
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目9番30号  
社会福祉法人山形県社会福祉事業団
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第953号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立慈丘園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県立慈丘園
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目9番30号  
社会福祉法人山形県社会福祉事業団
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第954号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立総合コロニー希望が丘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県立総合コロニー希望が丘
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目9番30号  
社会福祉法人山形県社会福祉事業団
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第955号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県身体障害者保養所東紅苑の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県身体障害者保養所東紅苑
- 2 指定した団体 山形市大字大森385番地  
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会

## 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第956号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県福祉休養ホーム寿海荘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県福祉休養ホーム寿海荘
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目9番30号  
社会福祉法人山形県社会福祉事業団
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第957号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県産業科学館
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目16番1号  
山形県中小企業団体中央会
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第958号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県国民宿舎竜山荘
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目16番1号  
社団法人山形県観光物産協会
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第959号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県県民の海・プールの指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県県民の海・プール
- 2 指定した団体 東京都台東区台東一丁目27番1号  
シンコースポーツ株式会社
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第960号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県観光情報センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県観光情報センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目16番1号  
社団法人山形県観光物産協会



## 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第961号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、由良漁港及び堅苔沢漁港の漁船以外の船舶保管施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 由良漁港及び堅苔沢漁港の漁船以外の船舶保管施設
- 2 指定した団体 酒田市船場町二丁目2番1号  
山形県漁業協同組合
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第962号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立蔵王西部牧場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県立蔵王西部牧場
- 2 指定した団体 上山市小倉字大森山1964番地  
財団法人山形県畜産振興公社
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

## 山形県告示第963号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県県民の森
- 2 指定した団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番地  
財団法人山形県みどり推進機構
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第964号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県眺海の森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県眺海の森
- 2 指定した団体 飽海郡松山町大字土淵字甚治郎向20番地1  
社団法人庄内森林保全協会
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第965号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県源流の森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県源流の森
- 2 指定した団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番地  
財団法人山形県みどり推進機構

3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第966号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県遊学の森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県遊学の森
- 2 指定した団体 最上郡金山町大字有屋1400番地  
株式会社グリーンバレー神室振興公社
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第967号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
最上郡舟形町舟形字堺の峯3431 - 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備及び公衆の保健
- 3 保安林解除の理由  
指定理由の消滅  
（次の図は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び舟形町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第968号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 区域及び期間

| 区 域   |                                       | 期 間                           |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 市 町 名 | 大 字 名 又 は 町 名                         |                               |
| 鶴 岡 市 | 茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜        | 平成17年11月21日から<br>平成18年6月20日まで |
| 酒 田 市 | 宮海、古湊、高砂、新町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中 | 同 上                           |
| 遊 佐 町 | 菅里、北目、江地、藤崎及び比子                       | 同 上                           |

- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容  
松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。
- 4 命令をしようとする理由  
1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項  
(1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

- (2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

## 山形県告示第969号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 酒田都市計画道路  
(2) 名 称 3・4・6号光ヶ丘上安町線

## 2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 酒田市大字牧首根字西新ラ田及び字前田並びに大字中野首根字小境地地内  
(2) 削除する部分 なし

## 3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

## 山形県告示第970号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 酒田都市計画道路  
(2) 名 称 3・2・2号豊里十里塚線

## 2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 酒田市上本町及び本町一丁目地内  
(2) 削除する部分 酒田市上本町地内

## 3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

## 山形県告示第971号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 寒河江市都市計画道路  
(2) 名 称 3・4・11号柴橋日田線

## 2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 寒河江市本町三丁目地内  
(2) 削除する部分 なし

## 3 縦覧の場所

## 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課

## 山形県告示第972号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、西蔵王公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 西蔵王公園
- 2 指定した団体 天童市山王1番1号  
西蔵王公園施設管理共同体
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第973号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、悠創の丘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 悠創の丘
- 2 指定した団体 天童市山王1番1号  
悠創の丘施設管理共同体
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第974号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、健康の森公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 健康の森公園
- 2 指定した団体 山形市富神台12番地  
健康の森公園管理共同企業体
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第975号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、最上中央公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 最上中央公園
- 2 指定した団体 新庄市沖の町10番37号  
新庄市
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第976号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、最上川ふるさと総合公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 最上川ふるさと総合公園
- 2 指定した団体 寒河江市高田三丁目110番地の1  
ふるさと公園管理運営企業体

## 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第977号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県総合運動公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県総合運動公園
- 2 指定した団体 天童市山王1番1号  
財団法人山形県総合運動都市公園公社
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第978号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、中山公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 中山公園
- 2 指定した団体 東村山郡中山町大字長崎8039番地  
株式会社中山町商工観光公社
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第979号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、弓張平公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 弓張平公園
- 2 指定した団体 西村山郡西川町大字水沢2304番地  
西川町総合開発株式会社
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第980号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、米沢ヘリポートの指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 米沢ヘリポート
- 2 指定した団体 米沢市八幡原五丁目4149番地8  
株式会社テクノプラザ米沢
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第981号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、庄内空港緩衝緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 庄内空港緩衝緑地
- 2 指定した団体 酒田市大町2番7号  
庄内園芸緑化株式会社

## 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第982号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県ふるさと交流広場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県ふるさと交流広場
- 2 指定した団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番地  
財団法人山形県みどり推進機構
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第983号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、酒田北港緑地展望台の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 酒田北港緑地展望台
- 2 指定した団体 酒田市相生町二丁目3番80号  
特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第984号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県酒田海洋センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県酒田海洋センター
- 2 指定した団体 酒田市相生町二丁目3番80号  
特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第985号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、酒田プレジャーボートスポットの指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 酒田プレジャーボートスポット
- 2 指定した団体 酒田市大浜一丁目291番地内  
酒田小型船舶安全協議会
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第986号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、鼠ヶ関マリーナの指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 鼠ヶ関マリーナ
- 2 指定した団体 鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市

3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第987号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、加茂港緑地等の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 加茂港緑地及び加茂レインボービーチ
- 2 指定した団体 鶴岡市加茂字岩倉241番地の3  
鶴岡市加茂地区自治振興会
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第988号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 マリンパーク鼠ヶ関
- 2 指定した団体 鶴岡市鼠ヶ関丙150番地  
鼠ヶ関自治会
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第989号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年10月28日から同年11月10日まで縦覧に供する。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 瀬見新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|----------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 新庄市金沢字元屋敷2269番4から<br>同 2278番49まで | 旧    | 43.0メートル<br>と<br>32.0 | メートル<br>225 |
| 同 上                              | 新    | 43.0メートル<br>と<br>20.0 | 同上          |

山形県告示第990号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県県営住宅等の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公の施設の名称 山形県県営住宅、山形県特定有料賃貸住宅及び山形県すまい情報センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目16番1号  
山形県住宅供給公社
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第991号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |                                                                       |   |                                                            |       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------------------------------|-------|
| 別表第4中 | 「<br>飽海郡八幡町観音寺字町後33番地の1<br>” 松山町字本町39番地の3<br>” 平田町大字飛鳥字大道端86番地の1<br>」 | を | 「<br>酒田市観音寺字町後33番地の1<br>” 字本町39番地の3<br>” 飛鳥字大道端86番地の1<br>」 | に改める。 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------------------------------|-------|

|       |                            |   |                         |       |
|-------|----------------------------|---|-------------------------|-------|
| 別表第5中 | 「<br>飽海郡八幡町小泉字前田1番地の6<br>」 | を | 「<br>酒田市小泉字前田1番地の6<br>」 | に改める。 |
|-------|----------------------------|---|-------------------------|-------|

|       |                                                                                                                                                                               |   |                                                                                                                                                             |    |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 別表第6中 | 「<br>” 大字藤塚字中畑190番地<br>” 大字宮内字前田1番地<br>” 大字本楯字通伝7番地<br>” 大字上野曾根字上中割31番地<br>” 大字漆曾根字千刈13番地<br>” 大字生石字登路田11番地の1<br>” 大字熊手島字道下熊興屋30番地<br>” 大字広野字上通132番地<br>” 大字浜中字村東1348番地2<br>」 | を | 「<br>” 藤塚字中畑190番地<br>” 宮内字前田1番地<br>” 本楯字通伝7番地<br>” 上野曾根字上中割31番地<br>” 漆曾根字千刈13番地<br>” 生石字登路田11番地の1<br>” 熊手島字道下熊興屋30番地<br>” 広野字上通132番地<br>” 浜中字村東1348番地2<br>」 | に、 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

|                        |   |                      |    |
|------------------------|---|----------------------|----|
| 「<br>” 大字新堀字豊森3番地<br>」 | を | 「<br>” 新堀字豊森3番地<br>」 | に、 |
|------------------------|---|----------------------|----|

|                                                                                                              |   |                                                                                             |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 「<br>” 八幡町観音寺字前田23番地<br>” 松山町字本町11番地<br>” 平田町大字飛鳥字腰巻95番地の1<br>” ” 大字北俣字仁助新田47番地の1<br>酒田市大字坂野辺新田字葉萱112番地<br>」 | を | 「<br>酒田市観音寺字前田23番地<br>” 字本町11番地<br>” 飛鳥字腰巻95番地の1<br>” 北俣字仁助新田47番地の1<br>” 坂野辺新田字葉萱112番地<br>」 | に改める。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------|

附 則



この規程は、平成17年11月1日から施行する。

#### 山形県告示第992号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第2項の規定により、その相続人から、次の売りさばき人が死亡した旨の届出があった。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名   | 住 所           | 売りさばき所の所在地 | 死 亡 年 月 日  |
|-------|---------------|------------|------------|
| 山 本 正 | 天童市本町一丁目4番30号 | 同 左        | 平成16. 8.15 |

#### 山形県告示第993号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称及び代表者氏名                | 住 所           | 売りさばき所の所在地 | 指 定 年 月 日  |
|--------------------------|---------------|------------|------------|
| 株式会社山本商会本店<br>代表取締役 山本 晃 | 天童市本町一丁目4番30号 | 同 左        | 平成17.10.18 |

## 教育委員会関係

### 規 則

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 伊 藤 晴 夫

#### 山形県教育委員会規則第14号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第45条第1項中「次のとおり」を「午前9時から午後4時30分まで」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 伊 藤 晴 夫

#### 山形県教育委員会規則第15号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則（平成5年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり」を「午前9時から午後4時30分まで」に改め、同項各号を削る。

## 附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

## 訓 令

## 山形県教育委員会訓令第4号

庁 中  
教 育 機 関

山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年10月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令

（山形県教育委員会職員服務規程の一部改正）

第1条 山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「開始及び修了の時刻、」を「割振り、」に、「並びに休息时间」を「及び休息时间（以下「勤務時間等」という。）」に、「職員の勤務時間に関する条例の施行手続（平成元年3月人事委員会規則6-1）」を「山形県教育委員会職員の勤務時間に関する規程（平成13年4月県教育委員会教育長訓令第5号）」に改め、同項各号を次のように改める。

## (1) 常勤の職員

イ 勤務時間の割振り 午前8時30分から午後5時15分まで

ロ 休憩時間 午後零時15分から午後1時まで

ハ 休息时间 正午から午後零時15分まで及び午後3時から午後3時15分まで

## (2) 再任用短時間勤務職員

イ 勤務時間の割振り 午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で所属長が別に定める。

ロ 休憩時間及び休息时间 イの規定により定める一日の勤務時間に応じて、常勤の職員との均衡を考慮して所属長が別に定める。

第6条第2項中「の勤務時間、休息时间及び休憩時間は、教育長が別に」を「に勤務する職員のうち、これらの教育機関の長が特別の勤務に従事する必要があると認め、特に指定した者の勤務時間等は、山形県教育委員会職員の勤務時間に関する規程の規定に基づき当該教育機関の長が」に改める。

第33条第1項中「午後5時」を「午後5時15分」に改める。

（山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第2条 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第30条に次の1項を加える。

6 山形県教育委員会職員の勤務時間に関する規程（平成13年4月県教育委員会教育長訓令第5号）第2条第2号に規定する教育機関の長は、同号に規定する特別の勤務に従事する職員の勤務時間の特例を定めた場合は、その内容を教育長に報告しなければならない。

## 附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 伊 藤 晴 夫

- 1 公の施設の名称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
- 2 指定した団体 東置賜郡高畠町大字高畠436番地  
高畠町
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第23号

酒田市の設置に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成17年10月28日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

酒田市の設置に伴う関係規程の整理に関する規程

（山形県企業局職員住宅管理規程の一部改正）

第1条 山形県企業局職員住宅管理規程（昭和30年8月県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「、酒田市及び飽海郡平田町」を「及び酒田市」に改める。

（山形県企業局組織規程の一部改正）

第2条 山形県企業局組織規程（昭和40年6月県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第23条の表中「、東田川郡、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町」を「及び東田川郡」に改める。

第27条の表中

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 飽海郡平田町 | 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町 |
|--------|-------------------------|

を

「

|     |     |
|-----|-----|
| 酒田市 | 酒田市 |
|-----|-----|

に改める。

」

（山形県企業局職員旅費支給規程の一部改正）

第3条 山形県企業局職員旅費支給規程（昭和41年12月県企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「、東田川郡、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町」を「及び東田川郡」に改める。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

告 示

山形県企業告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県営駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

- 1 公の施設の名称 山形県営駐車場
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目9番30号  
財団法人山形県公営企業振興協会

3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、建築設計支援システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年10月28日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成18年1月11日（水）午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 建築設計支援システム 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成18年3月24日（金）
- (4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 産業技術短期大学校
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成17年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成17年1月18日付け県公報第1611号）により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフター・サービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)から(4)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成17年11月30日（水）午後1時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるもの

とする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Computer Aided Design with Network System for Building and Building Equipment Quantity : 1
- (2) Time-limit for tender : 11:00A.M. January 11, 2006
- (3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023-630-2723

平成17年10月28日印刷  
平成17年10月28日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056